

---

# 電気通信事業分野の 競争状況の評価について

---

平成14年11月14日  
事務局

# 目 次

1	研究の背景について ~制度環境の変化~ .....	2
---	------------------------------	---

2	制度改革のビジョンについて ~新しいフレームワークの創造~ .....	8
---	--	---

3	諸外国の取組について ~その1:英国、EU、OECD~ .....	14
---	--------------------------------------	----

4	諸外国の取組について ~その2:米国~ .....	28
---	------------------------------	----

5	研究会の概要について .....	38
---	---------------------	----

参 考 資 料

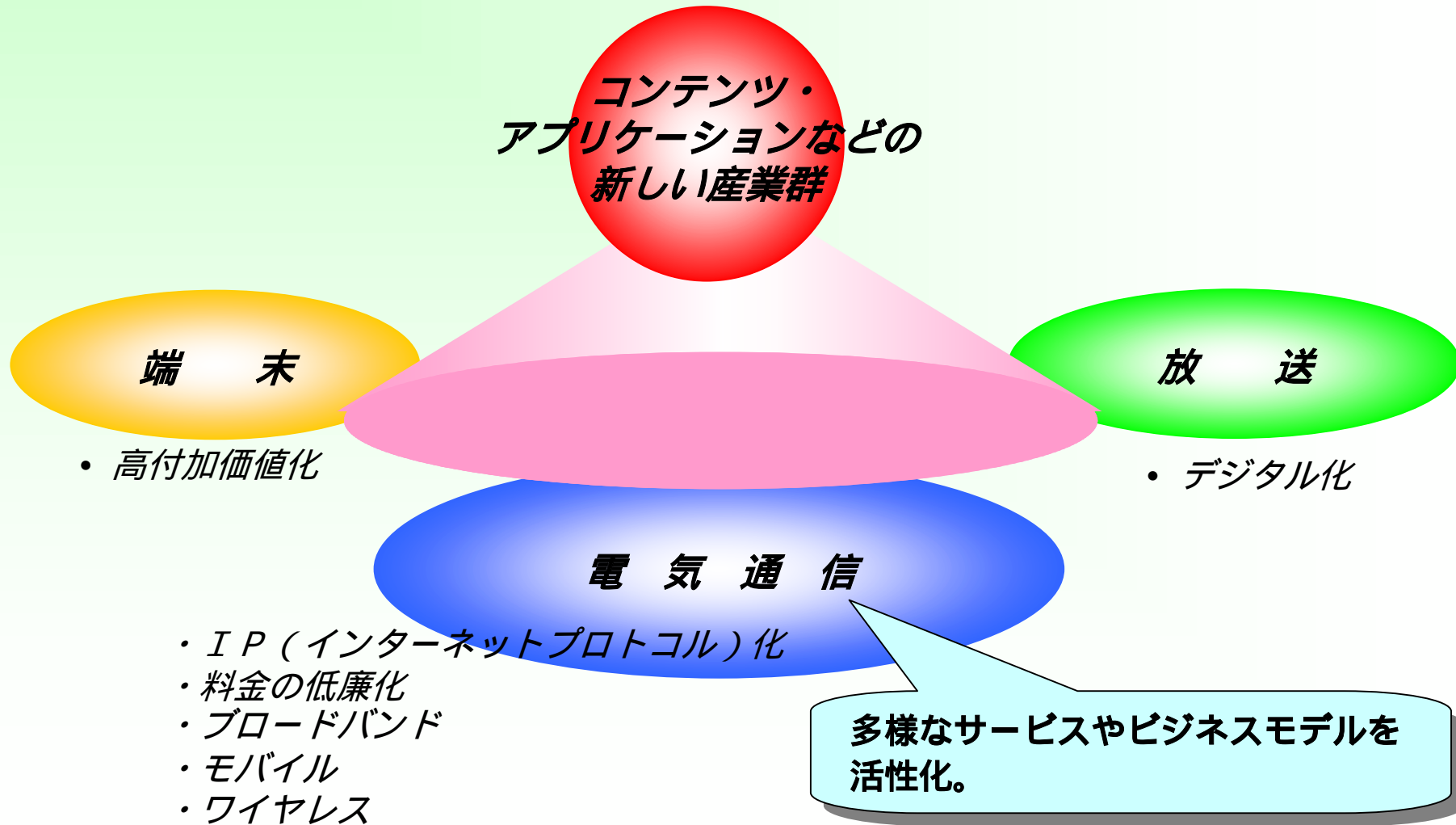
# 1 研究の背景について

~ 制度環境の変化 ~

- 産業構造の変革と電気通信分野
- 変化の潮流
- ネットワーク構造の変化
- 多数事業者の複数ネットワークの連結
- 通信サービス提供者の多層化

# 産業構造の変革と電気通信分野

電気通信は新たな産業群の創生を促し、日本経済の成長と新規雇用を支える重要な一翼。



# 変化の潮流

◆ ブロードバンド、モバイル、ワイヤレス、デジタル放送をキーワードに情報通信の变革が進展

新たなサービスモデル・  
ビジネスチャンスの登場

## 固定・無線が縦横無尽に用いられるユビキタス環境が実現

- ・ブロードバンド（例）ブロードバンド・サービスの利用者 5 8 0 万人。
- ・モバイル（例）携帯電話インターネットの利用者 5 7 1 1 万人。人口普及率 4 5 %  
第三世代携帯の高速データ通信が開始。〔 2002年8月末現在  
2002年9月末現在 〕
- ・ワイヤレス（例）無線LANのサービス開始。  
ホットスポットでの大容量のダウンロードが実現

## デジタル放送の本格化がコンテンツ・アプリケーションのマルチユース化を加速。

- ・放送番組のブロードバンド配信
- ・地上デジタル放送の携帯電話端末での受信

◆ IP化を背景にサービス・システムが複合化、複雑化

多数の事業者が関係

通信をいわば部品として、様々なサービス・ビジネスが出現。プレイヤーも多様に。

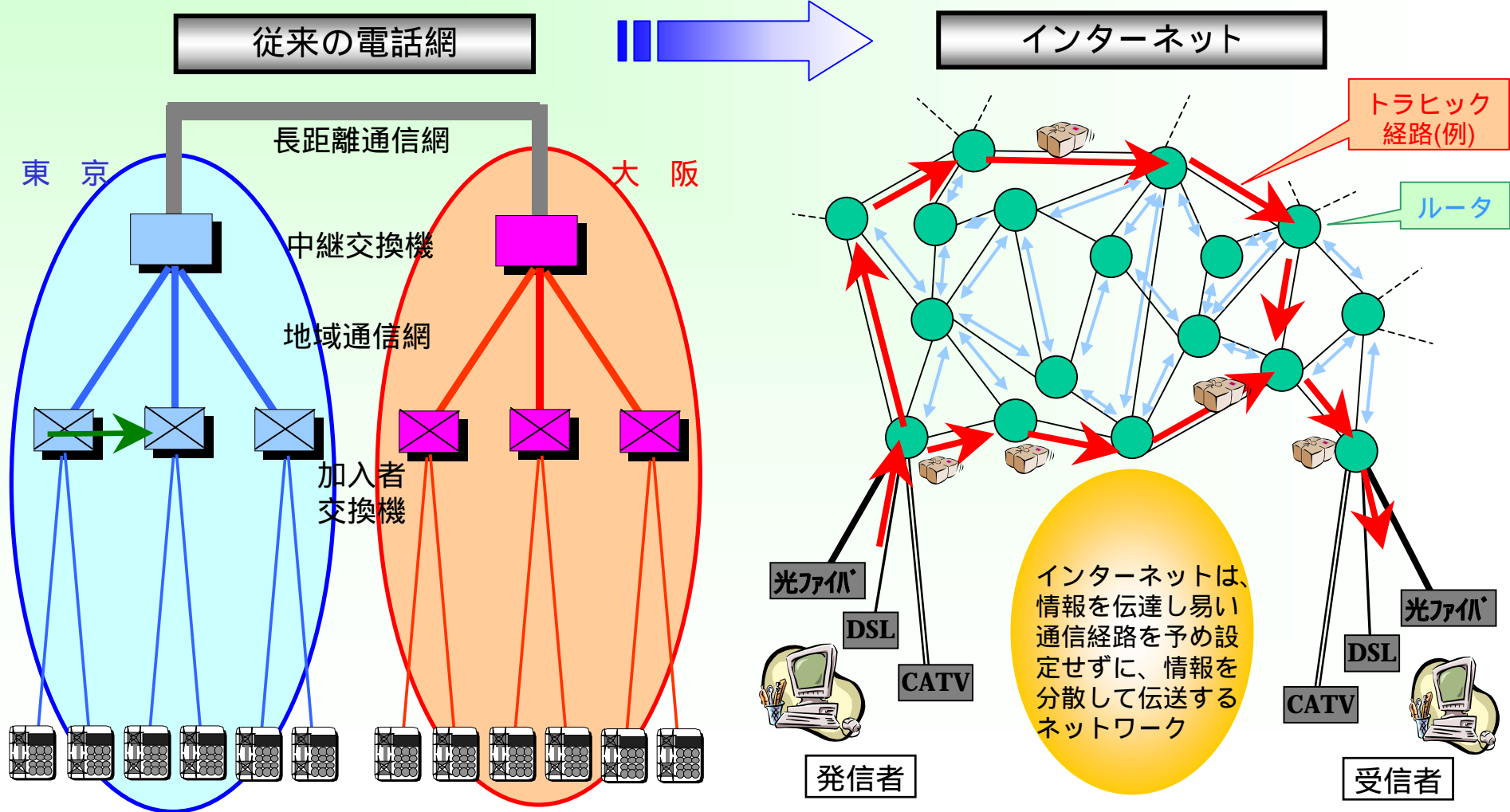
◆ 社会のネットワーク依存の拡大

セキュリティ、個人情報保護、  
表現の自由等の重要度大

国民生活がネットワークに一段と依存するようになる。ユビキタス環境。

# ネットワーク構造の変化

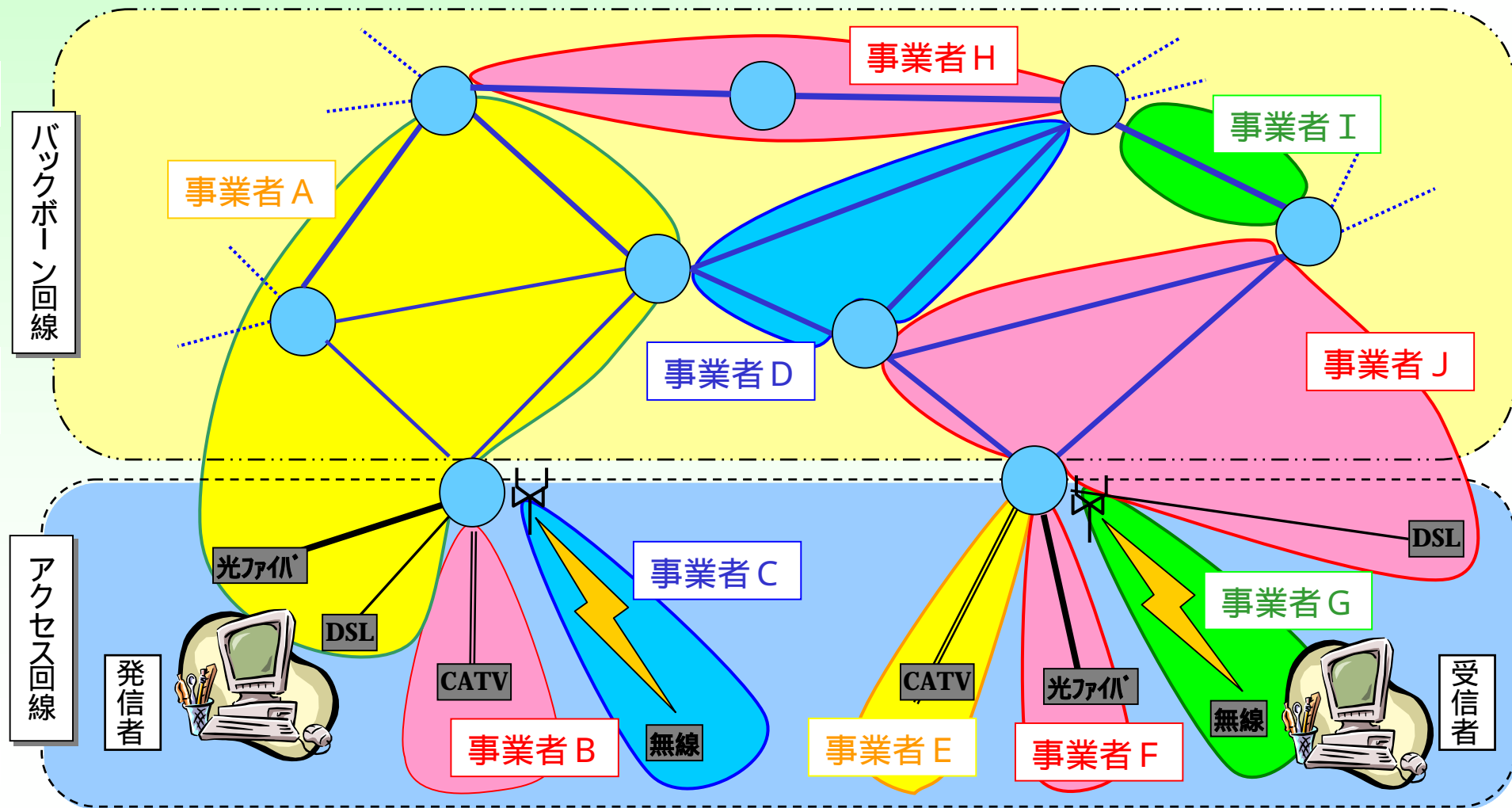
電話を中心とするネットワークから、IPのネットワークへ  
音声中心のサービスから大容量(ブロードバンド)の映像伝送も可能な  
サービスへ



# 多数事業者の複数ネットワークの連結

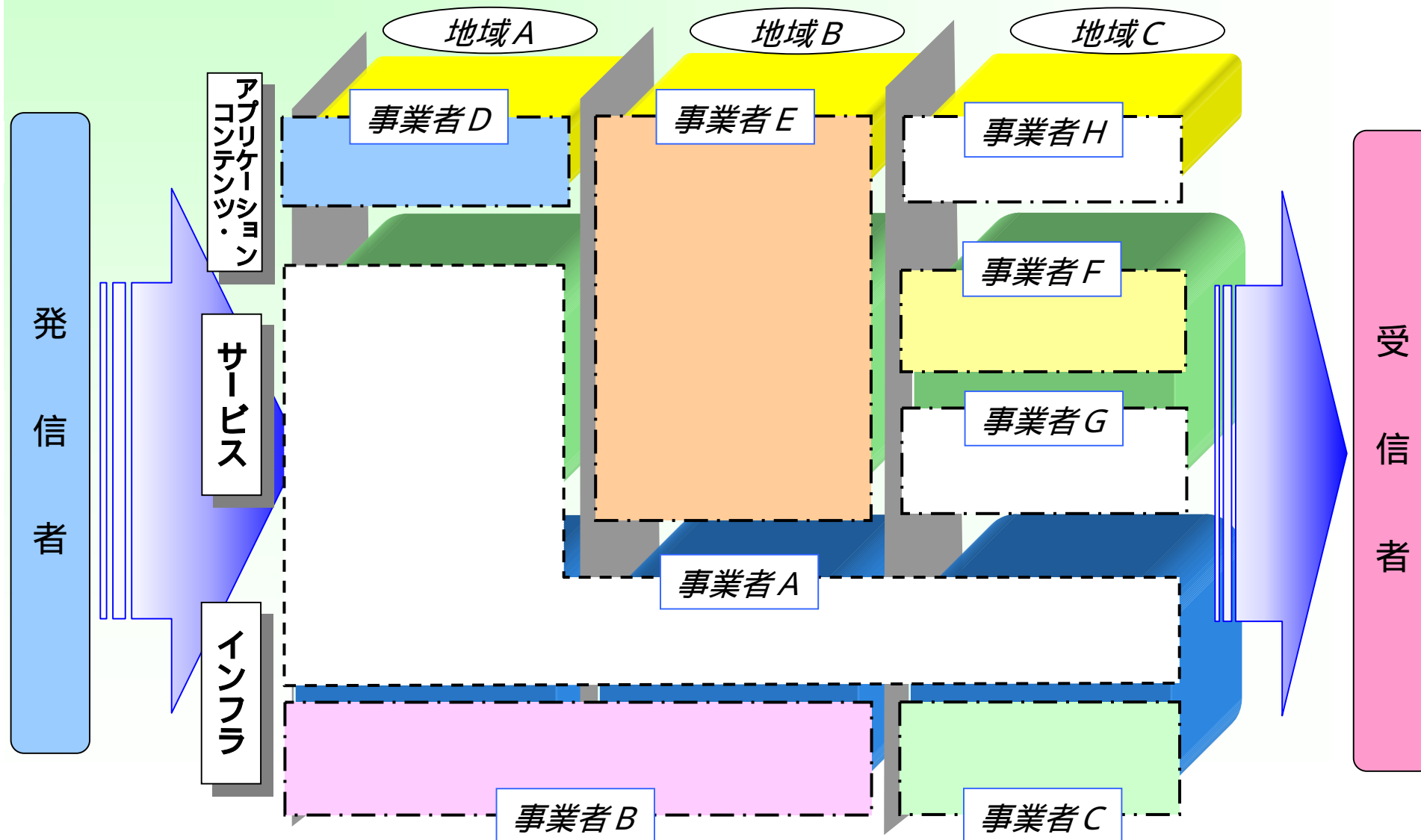
IP化によって、多数、多様なプレイヤーが出現。

- ◆ 発信者と受信者との通信は、時に多数の事業者のネットワークを経由。



# 通信サービスの多層化

他事業者のサービスを活用して、新しいサービスを提供する事業者も増加が出現するなど、垂直方向でのサービスの多層化も進展。





## 2 制度改革のビジョンについて

~新しいフレームワークの創造~

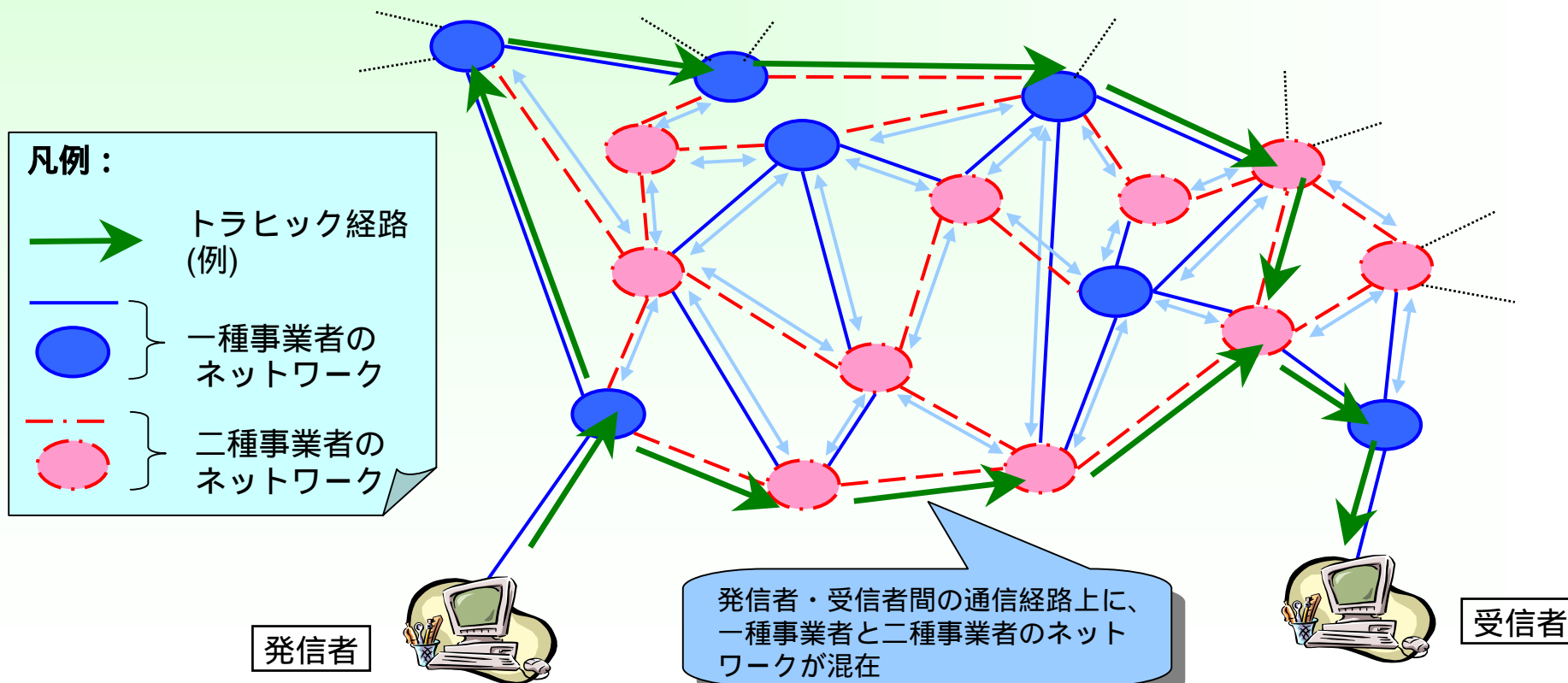
- ネットワークのIP化と一種・二種の関係
- 一種・二種事業者の多様化
- 制度移行の視点と方向性
- 規制緩和時の留意点
- 一種事業者に対する規制の主要改正点

# ネットワークのIP化と一種・二種の関係

◆ 複数事業者のネットワークにより通信が成立する時代への制度対応が必要。

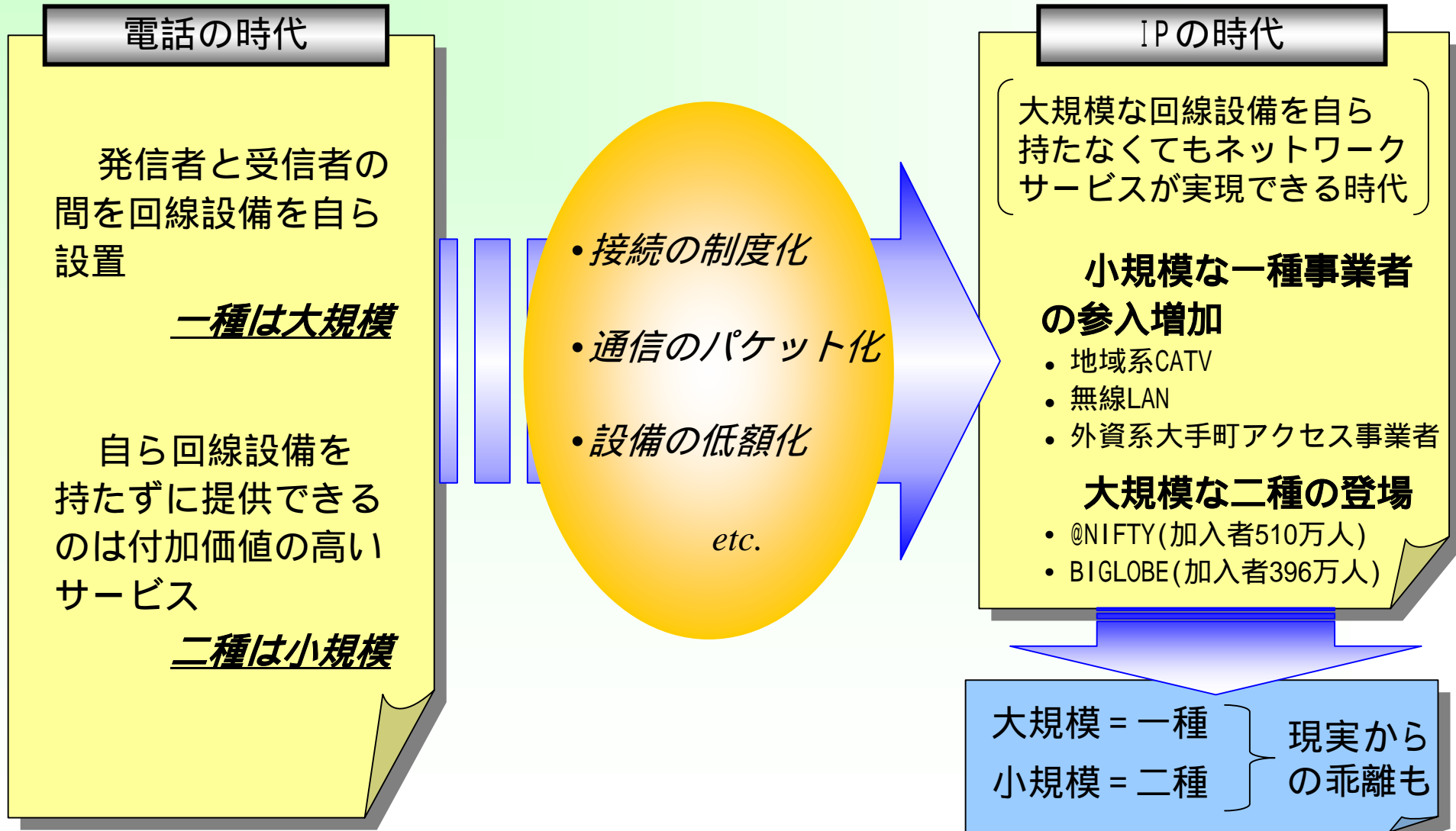
重要通信を含む安定的な通信サービスは、介在する全ての事業者が最低限の要件を満たすようにすることで確保。

安定的な通信サービスを確保する所期の目的が十分に達成されにくくなり、一種・二種を区分して一種の規制を重くする政策効果が低下。



# 一種・二種事業者の多様化

大規模な二種事業者（大手ISP）、小規模な一種事業者（地域系CATV）が増加し、一種・二種の制度を創設した当時から状況が変化。



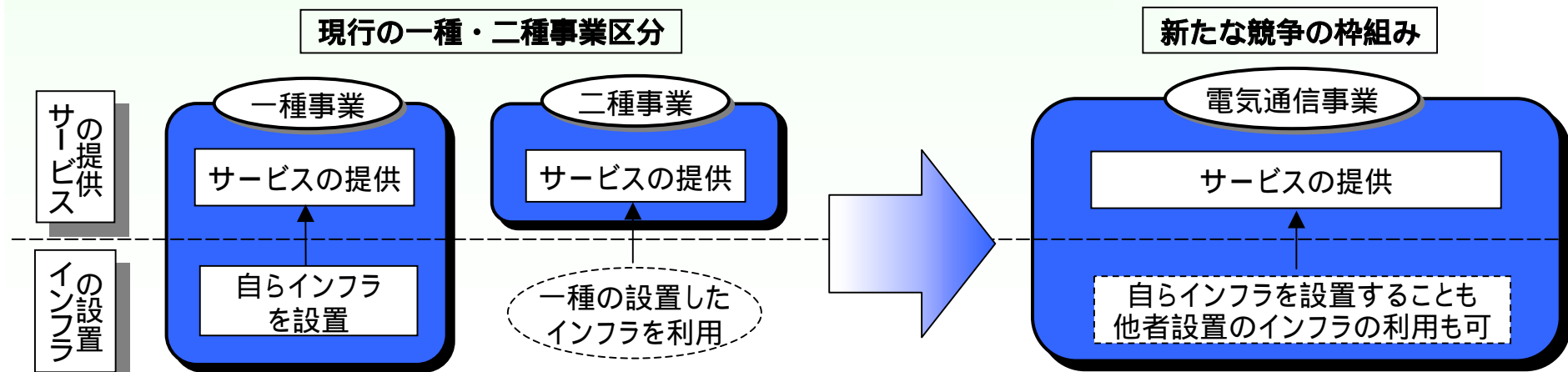
# 制度移行の視点と方向性

基本的視点：  
現行の電気通信事業法における一種・二種の事業区分の廃止等による規制水準の全般的な低下を通じ、柔軟な事業展開を可能にし、新たな価値の創造を促す。

## 新たな競争の枠組みの方向性

現行の一種・二種の事業区分を廃止。  
一種事業の参入規制を大幅緩和。（許可制を廃止し、登録/届出へ移行）  
市場支配的な事業者に対する規制も部分的に緩和。  
現行の市場支配的事業者に対する一律の規制を、競争の進展等に応じた規制へと転換。  
市場支配的でない事業者についても、更なる規制緩和を実施。

- ◆ 新たな産業群（コンテンツ・アプリケーション等）の創出
- ◆ 電気通信市場の活性化
- ◆ 利用者の選択肢の拡大

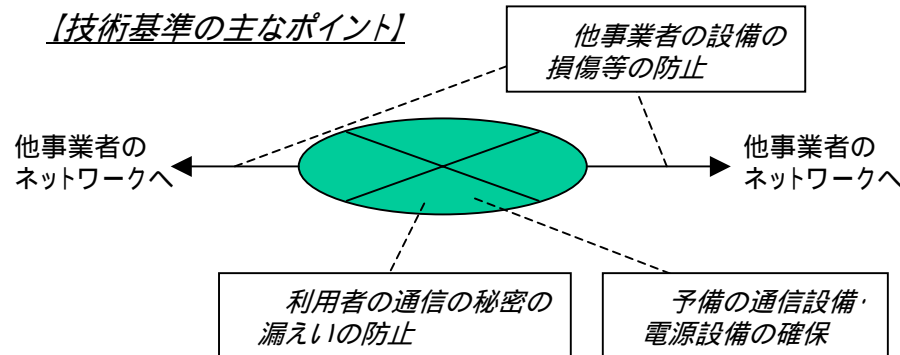


# 規制緩和時の留意点

## ネットワークの安全・信頼性の確保

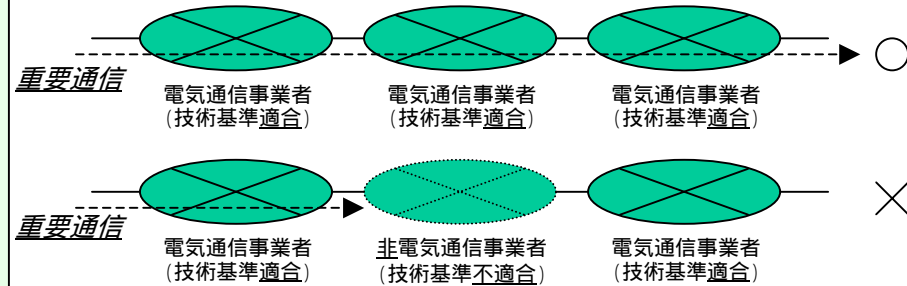
安定的な通信の確保、情報セキュリティの確保の観点から、「技術基準」への適合性を確保

【技術基準の主なポイント】



## 重要通信の確保

災害・有事等における重要通信を確保する観点から、「技術基準」適合性を確保



<例・予備の通信・電源設備の不備>

非常時・有事における重要通信の優先的取扱いを確保

## 利用者保護の一層の充実

利用者保護の観点から、事業撤退時の利用者への事前周知、契約時の利用者への情報提供等を徹底

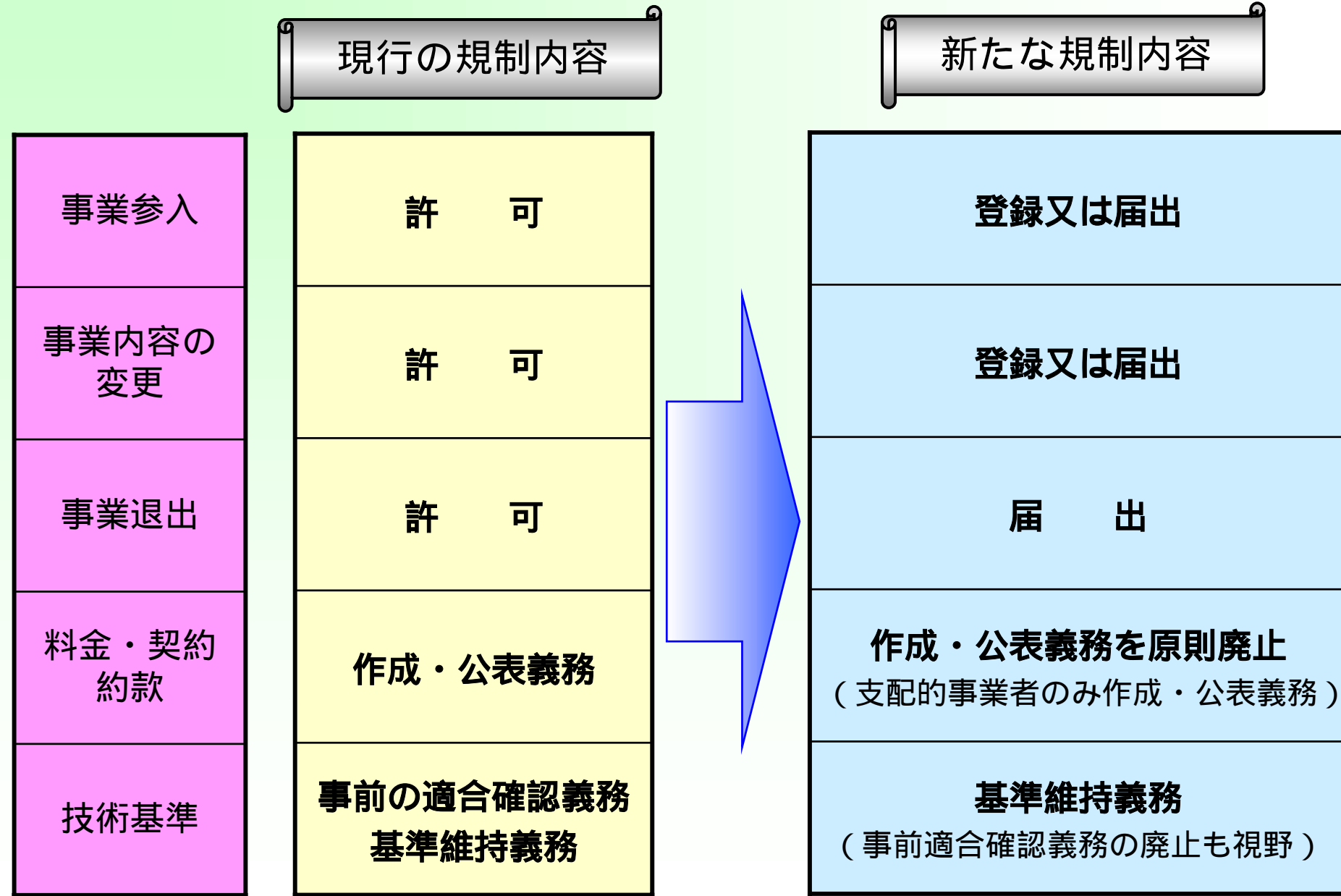


## ユニバーサルサービスの確保

国民生活に不可欠な基礎的な電気通信サービス（加入電話、公衆電話、緊急通報）を引き続き確保するための枠組みは維持



# 一種事業者に対する規制の主要改正点



## 3 諸外国の取組について

~その1: 英国、EU、OECD~

- 英国「有効競争レビューガイドライン」のポイント
- 英国「有効競争レビューガイドライン」における「有効競争の指標」
- 英国におけるレビューの結果から政策実行までの流れ
- 英国レビューの実施状況
- 移動通信に関する英国レビュー(詳細)
- 英国OFTEL(電気通信庁)の競争レビュー担当
- EUにおける新指令パッケージ
- EU新指令に基づく市場分析の実施手続き
- EUガイドライン・勧告草案における関連市場の定義方法
- EUにおける市場画定とSMP事業者に課される規律
- EUガイドラインにおけるSMPの評価基準
- OECDにおける電気通信の有効競争の評価指標の検討

# 英国「有効競争レビューガイドライン」のポイント

~ OFTEL, "Implementing OfTel's Strategy : Effective Competition Review Guideline" (August 2000) ~

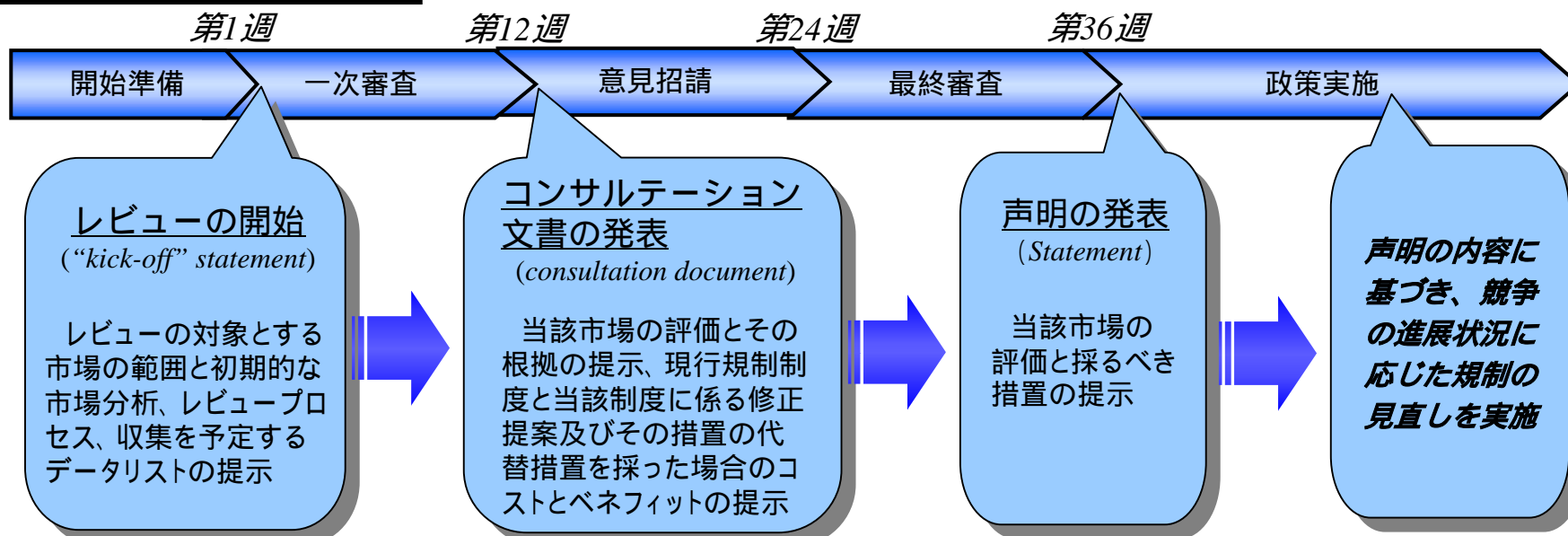
## 「有効競争」(Effective Competition)

競争促進のための規制を必要とすることなく、競争の結果として、より低廉、より高品質、より多様なサービスを消費者が選択することが可能な市場。

## 具体的な検証方法

各市場ごとに有効競争が実現しているかどうか、適正な規制水準が確保されているかどうかについて検証。  
有効競争が実現していないと判断した場合、その原因の究明、競争水準を高めるための措置の検討等を実施。  
2005年までに8つの市場のレビューを順次行う。  
有効競争レビューは2年ごとに実施。ただし、2002年4月に公布・施行されたEU新指令に基づき、有効競争レビューの実施が予定されており、これに対応して本ガイドラインも適宜見直し。  
2002年8月 一部見直しがなされた

## レビューのプロセス





# 英国「有効競争レビューガイドライン」における「有効競争の指標」

## 有効競争の指標

### 消費者の利益

国内消費者が同様の経済力の他国の消費者と比較して最良又はほぼ最良のサービスを楽しんでいるかどうか。  
国内消費者に多様なサービスが提供されているかどうか。  
消費者はサービス品質に満足しているかどうか。  
コストベースの料金設定がなされているかどうか（超過利潤が継続的に存在していないかどうか）。

### 消費者の行動

消費者の有効な選択ができるの十分な情報へのアクセスが実現しているかどうか。  
消費者が市場機会に関する情報を十分用い、かつ利用できているかどうか。  
消費者がサービス供給者を変更する際の障壁が存在するかどうか。

消費者を対象とした意識調査等を実施。

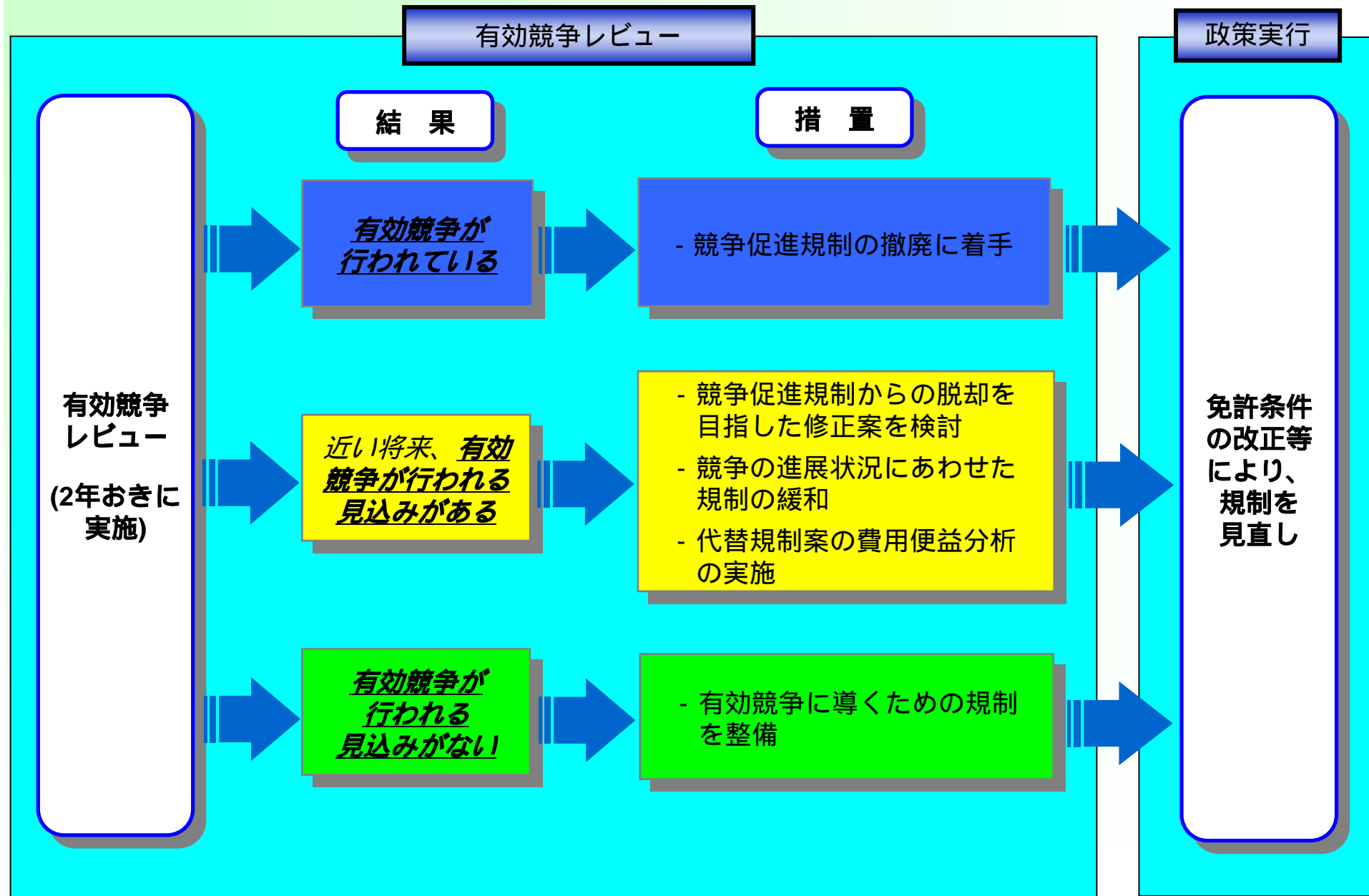
### 供給者の行動

価格、品質、技術革新の面で活発な競争が行われているかどうか。  
反競争的行為が存在しないかどうか。  
共謀が存在しないかどうか。  
消費者のニーズに合致しているかどうか。  
サービス供給が効率的かどうか。  
最近の新規参入の状況はどうか。

### (市場)構造

参入障壁が存在しているかどうか。  
非効率な事業者が存在し得ているかどうか。  
市場支配力を有する事業者が関連市場において（垂直的統合又は水平的統合を通じて）当該市場支配力を行使することが制限されているかどうか。  
市場構造の経年的な変化、特に市場集中がどの程度が緩和される傾向にあるかどうか。

# 英国におけるレビュー結果から政策実行までの流れ



# 英国レビューの実施状況

レビュー対象となる市場の範囲	レビューの実施状況
<b>移動通信</b> 詳細については次頁参照	2001年9月に声明が公表。次回は2002年後半から実施予定。 ・声明の主な内容：当該市場における有効競争は未だ行われていないが、今後競争的となる見込みがあり、規制内容を市場の競争水準に合わせて最小化するため、Vodafone及びBT Cellnetに対して、SMP(Significant Market Power)指定は継続するが、MI(Market Influence)規制を解除（MVNOへの卸売義務の撤廃）等の規制の見直しを提案。MI規制の適用解除を2002年4月に正式決定
<b>ダイヤルアップ・インターネットアクセス</b>	2002年1月に声明が公表。次回は2002年後半から実施予定。 ・声明の主な内容：小売及びバックボーン回線への接続市場は競争的であるが、BTが市場力を有する卸売の発信・着信市場は競争的でなく、現行の支配的事業者規制を継続。
<b>固定電話サービス</b>	2002年6月に声明が公表。次回は2004年に実施予定。 ・声明の主な内容：当該市場における競争は進展しているが、有効競争的ではなく、低額ユーザー保護制度は継続するが、プライスカップ方式による基本料請求権の移譲を含む加入者回線卸売サービスの提供、プライスカップ規制の将来的な撤廃（ただし、競争原理が機能するまでは新たなプライスカップ規制を継続）等の規制の見直しを決定。
<b>専用線</b>	2000年12月に声明が公表。次回は2005年初頭から実施予定。 ・声明の主な内容：当該市場は小売・卸売とも競争的でなく、BTに対して、現行の小売料金規制を継続し（プライス・キャップ方式導入の見送り）、セーフガード・キャップをアナログサービスに関してのみ2005年7月まで維持するが、終端回線の卸売サービスの他事業者への非差別的・コスト指向的な提供義務づけ等の規制の見直しを決定。
<b>広帯域サービス</b>	2004年後半から実施予定。（当初、2005年に実施を予定していたが、これについては、新たな市場セグメントであるので適切なタイムスケジュールであるとしていた。）
<b>インタラクティブTVに対するアクセスコントロール</b>	2002年前半から実施予定。（現時点では、開始声明は未公表。）
<b>デジタルTVに対する条件付アクセス</b>	2001年10月コンサルテーション文書発表。（現時点では、声明は未公表。）
<b>（ デリバリーチャネルの融合 ）</b>	（注）上記の予定については、“OfTel Management Plan 2001/02”(2001年3月公表)に基づく。

# 移動通信に関する英国レビュー(詳細) ~ Statement(2001.9月公表) ~

## 市場の競争状態に関する評価

多くの点で、英国の消費者は競争の恩恵を受けている。  
英国の移動体通信料金は、欧州で最も低額となっている。  
移動体分野での長期的な料金低下傾向が証明されている。  
消費者の満足度が高い。  
品質面での競争が明白に存在する。

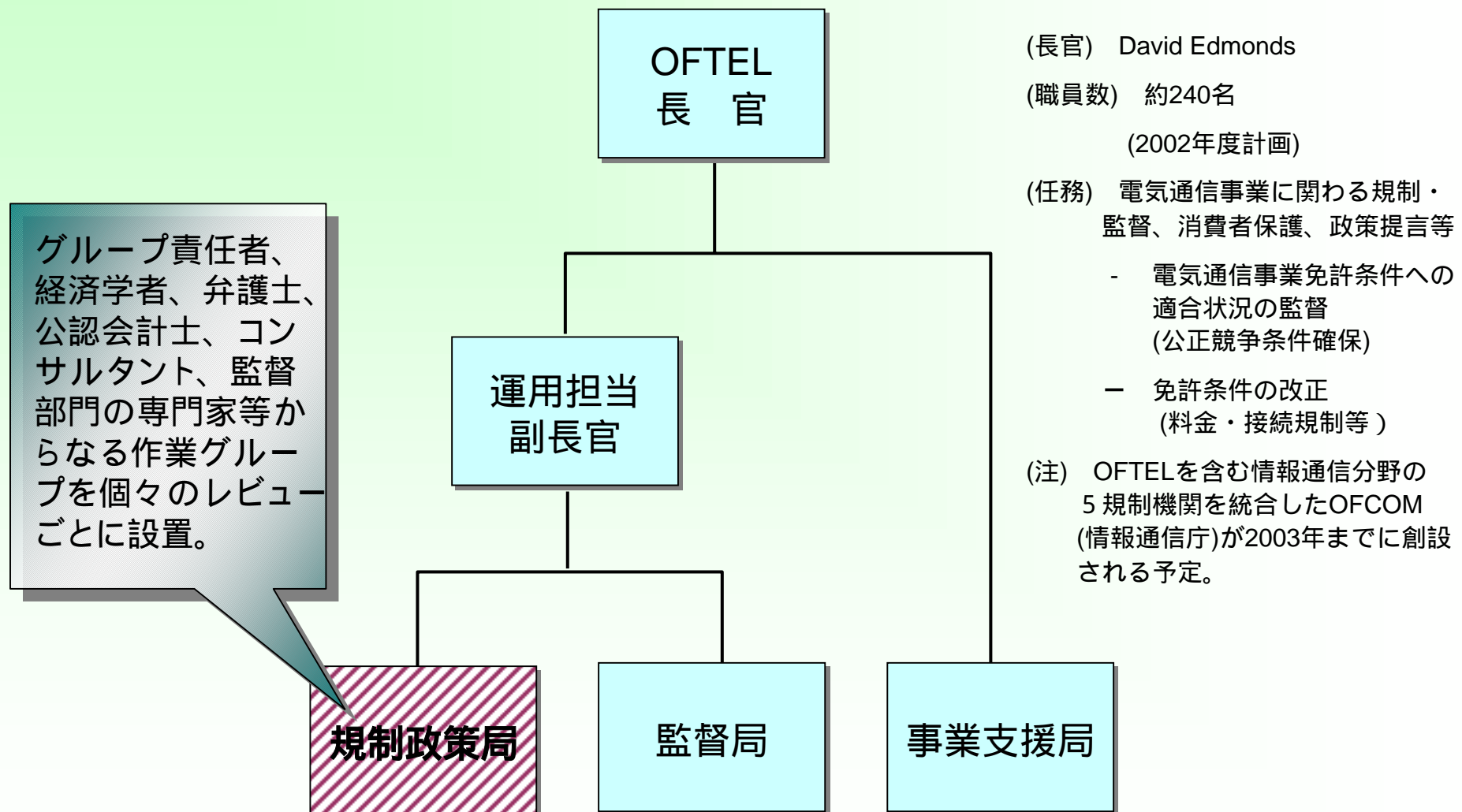
ただし、依然として問題点が存在する。  
効果的な競争が存在する市場より高いレベルの料金設定を行っている事業者が存在する。  
タリフの違いに関する消費者の認識が低い。  
事業者間通話や国際通話の料金が低い。  
消費者によるサービスプロバイダの乗り換えが困難。

効果的な競争が存在する市場より高いレベルの料金設定を行っている事業者が存在する。  
Vodafoneについて、ROCE (Return on Capital Employed: 投下資本回収率) が非常に高いため、その要因がコスト優位性にあるか価格設定にあるかについて検証。コスト構造については、  
市場規模 - 全事業者がVodafoneと同量の経済規模を持つことは不可能であり、規模の経済というコスト優位性を持つ。  
効率的なトラフィックプロファイル - 平均的で効率的なトラフィックプロファイルは、Vodafoneに特有のものではない。  
使用周波数帯の違いによるコスト比較 - 一定の範囲内でVodafoneの使用するGSM900のコストはGSM1800より安い。  
イノベーションによる効率性 - 競合他社より先を進む製品・技術イノベーションの存在する証拠はない。  
その他Vodafone特有の(特定不可能な)コスト優位性 - 特になし。  
以上のから、 が他社より有利ではあるが、それだけではROCEの高さを十分に説明できないため、「Vodafoneは競争的な価格より継続的に相当程度高い料金設定を行っている」と結論。  
BTCellnetについては、ROCE自体は高くないものの、資本コストを大幅に上回っている。

## レビューの結論と規制

VodafoneとBTCellnetには、支配的事業者(SMP)規制を継続して課すこととする。  
ただし、MI (Market Influence) 規制(MVNOへの卸売義務等)については、料金が将来的に下がる可能性があること、卸売義務を課すことが小売りサービス提供市場の競争にあまり影響を与えていないこと等から、Vodafone及びBTCellnetとも規制の対象からはずすこととする。  
その他の問題点を解消するための規制を課すかどうかについては、引き続き市場の動向を見守る。

# 英国OFTEL(電気通信庁)の競争レビュー担当



# EUにおける新指令パッケージ

## 制度変更の目的

規制の枠組みの協調化・簡素化・透明化

競争の促進

競争の進展状況に応じた分野特殊な規制への依存度の軽減

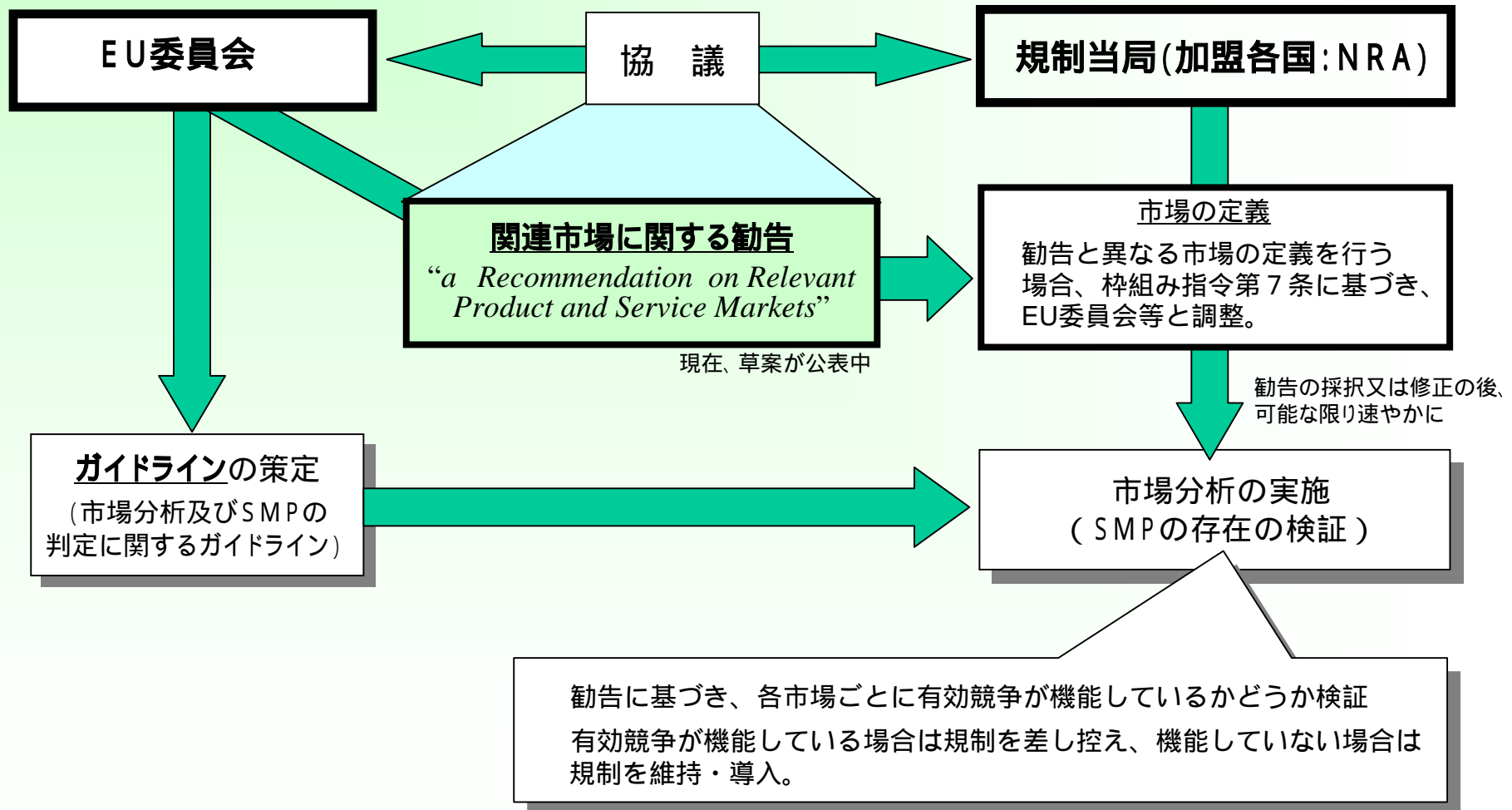
## 新指令パッケージ

以下の指令が、EUにおける電気通信分野の規制の枠組みを規律する1つのパッケージを構成。

名称	概要	現状
○ 枠組み指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子情報伝送サービスネットワーク及びサービスについてのEU内での協調的な規制の枠組みを確立・適用するため、主に以下のような内容を規定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>国内規制機関の在り方・責務</li> <li><b>SMP事業者規制</b></li> <li><b>市場分析手続き</b></li> <li>事業者間の紛争解決 等</li> </ul> </li> </ul>	2002年4月24日、公布施行。
○ 認証指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業参入資格の認証についてのEU内での手続き・条件の共通化・簡素化を図るため、一般認証により付与される権利及び課される条件等を規定。</li> </ul>	各加盟国に対して、2003年7月24日までに国内法制化することが義務づけ
○ 相互接続指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子情報伝達ネットワークへのアクセス・相互接続についての規制の在り方を調和させるため、事業者に関する権利・責務、<b>枠組み指令に基づき指定されたSMP事業者に課される責務</b>等を規定。</li> </ul>	(英国においては、新指令の国内法制化のための情報通信法案を本年5月に公表。)
○ ユニバーサル・サービス指令	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルサービスの提供をEU内を通じて保証するため、ユニバーサル・サービスの範囲、費用算定、財源調達等を規定。</li> <li>上記に加え、<b>枠組み指令に基づき小売市場、専用線市場等において指定されたSMP事業者に課される料金・提供条件規制</b>、ユーザ・消費者保護の観点からユーザ・消費者が有する権利等を規定。</li> </ul>	
○ データ保護指令案	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の処理についてのプライバシー保護を確保し、個人データ、電子情報伝達機器及びサービスの域内での自由な移動を確保する規定の調和を図るため、事業者へのセキュリティ確保の責務、特定の個人情報の取扱い等について規定。</li> </ul>	2002年6月、欧州理事会で採択・成立。現在、公布に向けて準備中。

# EU新指令に基づく市場分析の実施手続き

EU「枠組み指令」において、加盟各国における市場分析の実施を義務づけ。



# EUガイドライン・勧告草案における関連市場の定義方法

SMPの存在を検証するため、競争法の方法論に基づいて「関連市場」を特定。

## ステップ1：関連製品・サービス市場の画定

- 需要及び供給の代替性を考慮し、市場を特徴付け。  
( 仮想独占事業者テスト(hypothetical monopolist test)等の手法を利用

- 以下の基準を考慮し、関連市場を画定。

### 参入への障壁

- 技術、コスト、需要等に関する構造的障壁
- 規制上の障壁

### 時間の経過により競争が進展するという特徴の有無

- 市場シェア、料金の下落
- 技術革新

### 競争法と補完的な事前規制の効果

- 競争法のみで競争上の障害の除去が可能か否か

## ステップ2：地理的市場の画定

- 国内の市場状況を考慮して、NRAが需要及び供給の代替性を検証し、地理的市場を画定。

主要な基準: - ネットワークのカバーエリア  
- 規制上の区分の存在

一般的な競争条件が同一又は十分に同質であり、当該条件について隣接エリアと明確に区別可能な地理的範囲



# EUにおける市場画定とSMP事業者に課される規律

枠組み指令付属書1及び勧告において、旧指令・規則に基づき、市場分析を行うべき関連サービス・製品市場を規定。

枠組み指令に基づく関連サービス・製品市場を分析した結果、SMP事業者が存在した場合に課される具体的規律は、相互接続指令及びユニバーサル指令に規定。

勧告草案における関連サービス・製品市場		左記市場におけるSMP事業者に課される規律
小 売	・ 固定系公衆電話網へのアクセス	➤ プライスキャップ等の料金規制
	・ 公衆用に利用可能な固定系電話サービス	➤ プライスキャップ等の料金規制 ➤ 事業者選択・事前選択サービスの提供
	・ 専用線	➤ 非差別な提供 ➤ 原価計算に基づく料金設定 ➤ 技術的条件、料金及び提供条件についての透明性の確保
卸 売	・ 固定系公衆電話網における発信・着信、トランジット	NRAは、SMP事業者が存在する左記市場の特性に鑑み、必要に応じて、SMP事業者に対して以下の規律を課することができる。 ➤ 相互接続に関する透明性確保（技術使用、ネットワーク特性、利用条件、料金等） ➤ 接続約款の公表 ➤ 相互接続に関するサービス・情報の提供についての非差別性確保 ➤ 相互接続に関する事業についての会計分離・公表 ➤ アンバンドルされたネットワーク要素(加入者回線を含む)の提供 ➤ 相互接続の交渉 ➤ 再販のための卸売サービスの提供 ➤ コロケーションの提供 ➤ OSS等の提供 ➤ 料金規制及び費用会計責務
	・ ブロードバンドインターネットサービスの提供のためのローカルアクセス(特にメタル回線へのアンバンドルアクセス)の卸売	
	・ 専用線のローカル又は終端セグメントの卸売	
	・ 個別の移動網における発信	
	・ 公衆移動電話網における国際ローミングのための卸売国内市場	
	・ 公衆移動電話網におけるアクセス・発信	
(・ 広帯域コンテンツをエンドユーザに配信するための放送伝送サービス・配信ネットワーク)	(省略)	

(注)  相互接続指令に規定されたSMP事業者に課される規律  
 ユニバーサル指令に規定されたSMP事業者に課される規律

# EUガイドラインにおけるSMPの評価基準

## SMP(Significant Market Power)の定義

枠組み指令第14条2 事業者は、単独で又は共同で、ドミナンスと同等の地位、すなわち、競争者、顧客及び究極的には消費者から明らかに独立して行動するほどの経済力を有する地位を享受する場合は重要な市場支配力(SMP: Significant Market Power)を有すると見なされなければならない。

## SMPの評価基準

### 市場シェア

- 50%超 : 例外的な状況を除きドミナンスの地位を証明
- 40%超 : 通常、ドミナンスが発生
- 25%未満: ドミナントな地位を占めているとはいえない
- 大きな市場シェアが持続して安定している場合のみSMPが発生。
- 当該市場において重要な地位を占める事業者が徐々に市場シェアを低下させている場合、市場がより競争的になっていることを示す。
- 市場シェアの不安定さは当該市場における市場支配力の欠如を暗示。

### その他の利用可能な基準

- ドミナントな地位は、市場シェアのほか、下の組み合わせから導き得る（個別では必ずしも決定要因でない）。
- 事業規模
  - 容易には再構築できないインフラの支配
  - 技術上の優位性または卓越性
  - 対抗する購買力の不在
  - 資本市場 / 財源への容易な又は特権的なアクセス
  - 製品 / サービスの多様性（例えば、抱き合わせ販売）
  - 規模(scale)の経済
  - 範囲(scope)の経済
  - 垂直統合
  - 潜在的な競争の不在
  - 高度に発展した流通及び販売ネットワーク

## その他の考慮すべき事項

市場支配力の梃子 *leverage of market power*

共同支配性 *Collective dominance*

## OECDにおける電気通信の有効競争の評価指標の検討（1 / 2）

### 「電気通信における競争の評価のための指標」

OECDでは、2001年12月の電気通信・情報政策（TISP）作業部会において、「電気通信における競争の評価のための指標」に関する文書について議論を開始。

同文書は、2002年6月の作業部会においてリバイスされ、本年中に最終稿が確定する予定。

### 市場の分類と関連市場

以下の7分類を提案。

音声 - 市内、長距離、国際

公衆電話

専用線 - 国内、国際

データ通信役務

インターネットアクセス、

移動体通信

卸役務 - ローカルループアンバンドリング、相互接続

# OECDにおける電気通信の有効競争の評価指標の検討（2 / 2）

## 有効競争の評価のための指標

一般的な競争ルールと電気通信市場の特徴を組み合わせ、以下の指標を作成。

カテゴリ	指標	パラメータ
市場の構造	市場シェアとその動向	▶量ベース：通話時間、加入者数、価値ベース：収益、容量ベース：設置済回線数
	参入障壁あり / 参入が容易	▶絶対障壁：事業者数、規制による制限、不可欠設備の支配、戦略的障壁（広告力・資本力）、垂直統合 / 排除的障壁：垂直統合された企業の存在、料金水準
供給者の行動	積極的な価格競争と対抗	▶価格競争上の対抗：価格動向、料金変化への反応、プライスリーダーシップの有無 ▶非価格競争上の対抗：マーケティング・広告コスト、サービスエリア ▶間接的方法：業界参入 / 撤退の有無
	反競争的行動の有無	▶反競争的行動：LLU・相互接続の合意件数と要した時間、LLUによる競争事業者への回線提供率、事業者事前登録・ナンバーポータビリティの有無、苦情件数、共謀の有無 / 水準
	革新的サービスの提供	▶革新的サービスの多様化の程度と速度
消費者の行動	収益性及びその動向	▶企業別の収益の動向
	情報へのアクセス	▶消費者調査：消費者への定期的周知、ウェブサイトの質、タイムリーな情報提供
	情報及び市場機会の利用能力	▶消費者調査：現在のサービス、代替サービスに関する十分かつ正確な情報の所有
	供給事業者の変更コストと障壁	▶消費者調査：変更の阻害要素の程度や内容、顧客満足度と比較した場合の変更率
	対抗する購買力	▶消費者団体数、大規模ユーザーの有無及びそれが事業者収益に占める比率、消費者収入に占める サービス支出の比率、苦情数
消費者の利益	広範囲にわたる競争サービスの提供	▶消費者調査：サービスの提供品質や満足度
	料金及び安さについての消費者満足度	▶通話数・通話時間収入、消費者調査：現行サービスの料金の適切性、廉価サービスの有無、料金構造
	サービスの品質に関する消費者満足度	▶呼の輻輳率、呼の完了率/切断率、故障数、設置 / 修理に要する時間、消費者調査（品質、区域）

## 4 諸外国の取組について

### ~その2:米国~

- FCCとFTCについて
- (例)AOLとタイムワナーの合併
- 通信法見直しに向けた米国連邦議会の動向
- 米国の競争政策の見直しの動向
- パフォーマンス評価基準に関する見直し
- ILECによるブロードバンドサービスに関する見直し
- UNEに関する3年目の包括的レビュー
- 固定系ブロードバンドアクセスに関する見直し

# FCCとFTCについて

## FCC（連邦通信委員会）

<b>委員長</b>	Michael K. Powell
<b>任 務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際及び州際電気通信に係わる政策の企画・立案、規制・監督及び裁定等</li> </ul> <p>州内通信については、各州に設置された州公益事業委員会の管轄</p>
<b>組 織</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会並びにその下に設置された6局及び10室から構成。</li> <li>委員会は上院の助言と承認を得て、大統領が任命する5名の委員をもって組織され、委員長は大統領が指名。</li> <li>各委員の任期は5年。同一政党に属する委員の限度は3名。</li> </ul>
<b>職員数</b>	約2,000名（2002年度）
<b>予 算</b>	約\$249B（2002年度）

## FTC（連邦取引委員会）

<b>委員長</b>	Timothy J. Muris
<b>任 務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレイトン法又は連邦取引委員会法に基づく不公正競争・取引に係わる規制・監督及び審査・審判等</li> </ul> <p>ほとんどの州が各州独自の反トラスト法を制定し、州司法長官が施行</p>
<b>組 織</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会並びにその下に設置された4局、3室及び8地方事務所から構成。</li> <li>委員会は上院の助言と承認を得て、大統領が任命する5名の委員をもって組織され、委員長は大統領が指名。</li> <li>各委員の任期は7年。</li> </ul>
<b>職員数</b>	NA
<b>予 算</b>	NA

## 両機関の連携・調整

- 通信事業者合併案件について、FCCは連邦通信法に基づく通信政策上の公益確保の観点から、司法省・FTCは反トラスト法に基づく競争政策の観点から、それぞれ審査を行うこととされている（次頁実例参照）。
- 連邦通信法第271条（RBOCのLATA間通信サービスへの参入）において、FCCによる司法長官へ協議条項あり。

# (例) AOLとタイムワナーの合併

## AOL (America Online, Inc.)

- ・ 米国最大のISP (約2600万人の加入者)
- ・ 事業収入69億\$、純利益12.3億\$、従業員数15,000人

## タイムワナー (Time Warner Inc.)

- ・ 米国2位のCATV事業を運営 (約1260万人の加入者、接続可能世帯数約2000万世帯)
- ・ 事業収入273億\$、純利益19.5億\$、従業員数69,700人

2000.1.10 合併計画の発表 { 株式交換による合併 (AOL株1:新株1、タイムワナー株1:新株1.5)  
新会社の株式の55%をAOL株主、45%をタイムワナー株主が所有。

## FCC (連邦通信委員会)

合併が公共の利益に適うものかどうか審査  
委員5人全員一致により条件付き合併承認  
(条件)

### 高速インターネットサービスについて

- ・ 競合ISPへのCATV網の開放 (FTC条件により)
- ・ 顧客によるISP選択に際し系列ISPを有利に扱わないこと
- ・ 顧客の初期画面を非系列ISPが管理できること
- ・ 顧客への料金請求を非系列ISPが直接行えること
- ・ 標準技術性能を非差別的にISPに提供すること
- ・ 契約ISPのFCCへの契約開示を制限しないこと

### インスタント・メッセージ (IM) について

- ・ 以下の3条件のうちの1つを満たすまで、IMプロトコルを使ったビデオストリーミングのアプリケーションの提供禁止

サーバ間の相互運用性のための標準仕様の採用  
非系列プロバイダーの最低1社とサーバ間の相互運用性に関する契約を締結し、その後180日以内に2社との契約を追加すること  
本制限が公共の利益と合致しないことの証明

### その他

- ・ AT&TのCATVとの排他的協定の禁止 等

(注) 事業収入等の数次は合併計画発表時のもの

## FTC (連邦取引委員会)

反競争的行為の有無について、反トラスト法に基づき  
審査

委員5人全員一致により条件付き合併承認  
(条件)

### 競合ISPへのCATV網の開放

- ・ 自社CATV網での自社ISPサービス提供前に、資本関係のない1社のISPサービスを利用可能とすること
- ・ 自社ISPサービスを提供可能としてから90日以内に、他の資本関係のない2社のISPサービスを利用可能とすること

競合ISP等によるAOLタイムワナーのネットワーク経由のコンテンツ配信を妨害しないこと  
タイムワナーによるCATV回線の存在する地域であるか否かに関わらず、AOLは同条件でDSLサービスを提供すること

条件違反の場合、各違反につき11,000ドルの民事罰金  
本同意命令は5年間有効

2000.12.14

2001.1.11

AOLタイムワナー (AOL Time Warner Inc.) の成立

2001.1.12

# 通信法見直しに向けた米国連邦議会の動向

96年連邦通信法の枠組み自体には「規制緩和」と「規制強化」の双方向の動きがあり、現時点では  
いづれの法案も成立の見通しが立っていない。

## “The Internet Freedom and Broadband Deployment Act of 2001” [インターネット自由化及びブロードバンド普及法案 (H.R.1542)]

2001年4月24日、連邦下院のエネルギー・商業委員会のTauzine委員長をはじめとする複数の議員が共同で提出。(同年5月24日エネルギー・商業委員会を通過、2002年2月27日連邦下院を通過)

### 法案の概要

#### 高度サービスの迅速な普及のため、次の手法により市場のインセンティブを創出することが目的

高速データサービス、インターネット・バックボーンサービス、インターネット・アクセスサービスについて非規制化  
(例)光ループやパケット交換のUNE化を禁止

RBOCのLATA間サービス提供の禁止が高速データサービス及びインターネット・バックボーンサービスに及ばないことを明確化

競争する複数のISPをユーザが選択できることを確保

5年以内の全国達成を目指して、段階的なブロードバンドサービス普及義務

上記ブロードバンド普及法案の上院通過が困難との見通しに立ち、2002年4月30日、Breau上院議員らが「ブロードバンド規制均衡法案(S.2430)」を提出。その内容は、ブロードバンドサービス及びブロードバンドアクセスサービス並びに当該サービス提供会社に対する規制を公平にするという原則を掲げ、その実現のための具体的ルールをFCCに委ねている。

## “Telecommunications Fair Competition Enforcement Act of 2001” [電気通信公正競争執行法案(S.1364)]

2001年8月3日、連邦上院の商業・科学・運輸委員会のHollings委員長及び通信小委員会Inoue委員長が共同で提出。(未審議)

### 法案の概要

#### 96年電気通信法の相互接続関連規定の執行強化

新たな紛争処理制度の導入(293条)  
罰金の強化、三倍損害賠償(295条)等

#### 卸・小売分離の義務付け(機能分離又は構造分離)

全RBOCに対し、法律施行後1年以内に、卸売部門と小売部門の間に一定のファイアウォールを設け、機能分離することを義務付け

法律施行後2年以内に、RBOCが意図的に相互接続関連規定に違反した場合、小売部門の別会社化をFCCが命令。当該別会社との間は分離関連会社規定(272条)に定めるファイアウォールを適用。



# 米国の競争政策の見直しの動向

米国FCC（連邦通信委員会）は、現行の96年連邦通信法の枠内で競争政策の包括的な見直しに着手。複数のレポートを相次ぎ発表（2001年11月～翌年3月）しているが、政策決定には未達。

## 原則及び政策目標

1. インターネットへのブロードバンドアクセスに係るユビキタスな利用可能性をすべての国民が確保できるよう促進
2. ブロードバンドサービスの多様なプラットフォーム（DSL、CATV、衛星等）による競争の促進
3. ブロードバンドサービスを最低限の規制環境に置くことにより投資と技術革新を促進
4. 多様なプラットフォームに可能な限り統合的な分析の枠組みを開発

公表日 (告示日)	意見招請項目	意見提出 期 限	応答意見 提出 期限
2001.11.19 (2001.11.30)	UNE（アンバンドル構成要素）のパフォーマンス評価基準に関するNPRM（Notice of Proposed Rule Making） ～全米で統一的な基準の在り方～	2002. 1.22	2002. 2.12
2001.11.19 (2001.12.10)	州際専用アクセスサービスのパフォーマンス評価基準に関するNPRM ～全米で統一的な基準の在り方～	2001. 1.22	2002. 2.13
2001.12.20 (2002. 1.15)	ILEC（既存地域電話会社）によるブロードバンド電気通信サービスに関するNPRM ～既存事業者によるブロードバンドサービスに係る規制上の取扱い～	2002. 3. 1	2002. 4. 1
2001.12.20 (2002. 1.15)	UNEに関する3年目の包括的レビュー ～地域電話網のアンバンドルルールの在り方～	2002. 3.18	2002. 4.18
2002. 2.15 (2002. 2.28)	固定系ブロードバンドアクセスに関するNPRM ～インターネットへの固定系ブロードバンドアクセスサービスに関する規制の 枠組みの在り方～	2002. 4.15	2002. 5.14
2002. 3.14 (2002. 4.17)	ケーブルモデムに関するNPRM ～ケーブルモデムを情報サービスと位置づける規制の在り方～	2002. 6.17	2002. 7.16

# パフォーマンス評価基準に関する見直し

FCCは、ILEC（既存地域通信事業者）がCLEC（競争的地域通信事業者）にUNE（アンバンドル網構成要素）や専用アクセスサービスを提供する際のパフォーマンス評価基準を連邦レベルで統一化することを提案。

（目的）

- ・ I L E C が自己利用と同等の設備やサービスを C L E C に対し提供する際の公平性の担保
- ・ 州毎に異なる規制を課すことによる事業者負担の軽減
- ・ 基準違反に対する自己是正措置を含む執行制度の確立

ベルアトランティックNY（現ベライゾン）のLATA間市場参入許可に当たっては、州公益事業委員会は、UNE・再販・接続・コロケーションの4区分に150項目超の詳細なパフォーマンスデータの毎月の報告義務、基準に達しない場合の罰金の自発的提供等のパフォーマンス保証計画の提出を求めた。

州レベルの規制を連邦の規律へ統合・簡素化

ベライゾン：ニューヨーク、マサチューセッツ、コネチカット、ペンシルバニア、ロードアイランド、バーモント、メイン、ニュージャージーの各州、  
SBC：テキサス、カンザス、オクラホマ、ミズーリ、アーカンソーの各州、  
ベルサウス：ジョージア、ルイジアナの各州  
（全米で合計15州）において、LATA間市場参入が認められている(2002.9.11現在)。

## パフォーマンス基準（12項目）

### 【事前調査評価】

1. I L E C は、C L E C からの事前の照会に迅速かつ合理的な対応を行っているか（O S S 事前調査）

### 【契約申込評価】

2. C L E C からの契約申込に対して、I L E C が当該契約申込の確認とサービスの提供期日の通知に要する期間
3. 契約申込の完了からC L E C への通知の間までに要する時間
4. I L E C が、期限に適合できない危険性を事前に通知する「期限前未達成通知」を発出した割合

### 【開通工事評価】

5. 契約申込が開通予定期限前または当日に完了する割合
6. I L E C が開通予定期限に遅れた場合の平均遅延期間
7. 契約申込の完了から30日後までに、C L E C から障害報告が行われた割合（開通品質）
8. I L E C の設置担当者がC L E C 顧客に関して予約欠損した回数
9. 各報告期間末に開通予定期限を超過している回線の割合

### 【保守・修理評価】

10. 一定の期間内に報告された回線及び回路障害の割合
11. 30日以内に再発生した障害通知の割合
12. C L E C が障害通知を提出した後、I L E C がサービス復旧に要する時間

# ILECによるブロードバンドサービスに関する見直し

FCCは、ブロードバンド市場の成長と投資拡大に向けた適切なインセンティブを確保するため、ILECに対するドミナント規制をブロードバンドサービスの提供に関して如何にすべきかの検討を開始。

(状況認識)

- ・新たなネットワーク(CATV、衛星、固定無線等)によるブロードバンドサービスの提供が可能となり、従来の電話網の代替が進行。
- ・特に公衆向けサービスは揺籃期にあり、巨額の設備投資と技術革新が必要。

## 検討の手法

ILECが提供するブロードバンドサービスと代替性のある関連サービス市場(relevant service market)の画定の在り方の検討

- 公衆市場とビジネス市場との分類の適切性
- ビジネス市場を大規模市場と中小規模市場に分類する必要性
- 卸市場と小売市場(特に他サービスとの組合せ提供の場合)との分類の必要性
- xDSL、ケーブル、衛星、固定無線、移動無線等の代替性
- 大規模市場におけるフレームリレー、ATM等の代替性
- 公衆市場の狭帯域・低速サービスと広帯域・高速サービスの代替性
- 既存事業者による電話サービスとブロードバンドサービスの提供に係るバンドル性

関連地域市場(relevant geographical market)の画定の在り方の検討

同等のサービスを競争的に選択できるすべての利用者をまとめて、同一市場とみなす手法の適切性。

## 市場支配力の分析

(market power analysis)

同一の関連サービス・地域市場で既存事業者が市場支配力を行使し得るかどうか検証。

高い市場シェアを背景とした価格吊り上げの可能性

競合事業者に対するボトルネック設備へのアクセス制限等による価格吊り上げの可能性

また、異なる技術(ケーブル、衛星、移動無線等)間の代替性・競合性について検証。

## ILECによるブロードバンドサービスの提供に関する適切な規制の在り方の検討

現行の規制の必要性、規制緩和・代替的規制の可能性等を勘案し、競争進展とブロードバンドネットワークの普及等の観点から、ILECがブロードバンドサービスにおける市場支配力を有するかどうかを判断し、ILECのブロードバンドサービスの提供についてノドミナントと認定するか否かを検討。

(注) FCC "Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications"(Dec. 20, 2001) を基に作成。

# UNEに関する3年目の包括的レビュー

FCCは、市内競争促進のためILECのボトルネック設備であるネットワーク構成要素をアンバンドルして競争事業者に提供することを求め（96年連邦通信法第251条）、1996年にUNE (Unbundled Network Elements) の提供義務に関する規則を制定。

その後、1999年の連邦最高裁判決を受け、「UNE Remand Order」を発出してUNEの範囲を見直し、さらに3年毎に見直す旨を規定。今回のレビューは、その一環。

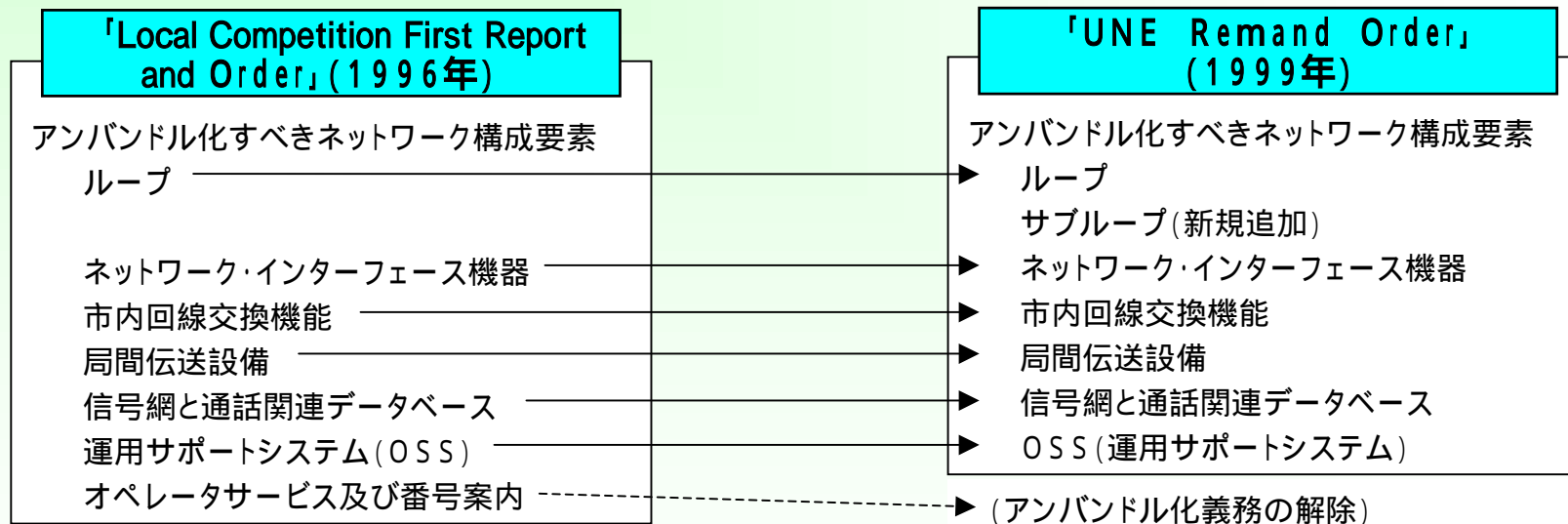
参  
考

連邦通信法第251条(d)

(2) アクセス基準 - 委員会は(ネットワーク構成要素のアンバンドル義務の)目的のために利用可能にしなければならないネットワーク構成要素を決定するに当たり、**最低限**次の事項を考慮しなければならない。

(A) 性質上独占的なネットワーク構成要素へのアクセスの**必要性の存否**

(B) ネットワーク構成要素へのアクセスを提供しないことによる、アクセスを求めている電気通信事業者のサービス提供能力に対する**阻害性の存否**



## 今回の見直しの具体的検討項目

上記の7つのアンバンドル化すべきネットワーク構成要素について、より詳細な分類に基づく「必要性」・「阻害性」の判断により、アンバンドル義務を軽減すべきか否かを検討

例) 光ファイバーをUNEの対象から除外すべきか

・大都市か否かの地理的要因や、住宅用顧客であるか事業用顧客であるかの顧客要因等を考慮すべきか

(注) FCC "Review of Section 251 Unbundling Obligations of Incumbent Local Exchange Carriers," (Dec. 20, 2001)を基に作成。

# 固定系ブロードバンドアクセスに関する見直し

## 検討の前提

固定系ブロードバンドインターネットアクセスサービスを「電気通信サービス(telecommunication service)」とはしないで、「電気通信の構成要素」を利用した「情報サービス (information service)」と分類する旨の暫定的な結論。

固定系ブロードバンドインターネットアクセスサービスを提供するための伝送サービスの要素は“telecommunications”であるが“telecommunications service”ではないとの位置づけ。

## 効果

情報サービスと位置づけられれば、例えばxDSLサービスには連邦通信法における第 編「公衆通信事業者」に係る規制(料金規制・接続規制等)が適用されなくなる。

## 固定系ブロードバンドアクセスに関する検討項目

そもそも固定系ブロードバンドインターネットアクセスサービスは「情報サービス」に分類されるべきか。例えばxDSLの卸売は、単なる要素としての「電気通信」と捉えるべきか、「電気通信サービス」と捉えるべきか。コンピュータ裁定(Computer Inquiry)によるネットワークアクセスに係る要請は、修正又は削除されるべきか。国家の安全、ネットワークの信頼性、利用者保護等の義務をブロードバンドインターネットサービスに適用すべきか。

ユニバーサルサービス基金の拠出義務の範囲は見直されるべきか(電気通信キャリアに限定せず、広く設備ベースのブロードバンドインターネットアクセス提供者(ISP等)からも売上の全部又は一部からの拠出を求めるべきか。)

## ケーブルモデムに関する検討項目

ケーブルモデムを用いたブロードバンドサービスについて、ケーブルサービスでもなく、電気通信サービスでもなく、「情報サービス」と分類すると結論づけ、必要な規制の枠組みを検討。

## 5 研究会の位置づけと検討方向

- 研究会の背景
- 研究会の検討の方向
- 研究会メンバー
- 研究会の検討スケジュール（案）

# 研究会の背景

## 新たな競争の枠組みの方向性

「IT革命を推進するための電気通信事業分野における競争政策の  
～ 在り方についての最終答申（平成14年8月情報通信審議会）」～

現行の一種事業・二種事業の区分を廃止するなど大幅な規制緩和を実施。  
例えば、一種事業者は、登録/届出のみで参入可

市場原理を補完する観点から、市場支配的な事業者に対し各サービス  
領域の競争状況に応じた規制を適用。

競争の進展度合い等を判断する評価手法が必要

- ・ IP化等に対応した電気通信分野の競争評価手法に関する研究会（平成14年 9月5日）

## 検討内容

IP化に伴うビジネス形態の変化と市場への影響  
サービス毎のサブマーケットの競争状況  
競争状況を評価するための手法 等

# 研究会の検討方向：その 実践的評価手法の検討

- 競争が十分進展しているサービスの契約約款策成・公表を不要とする政策措置に関して、その市場の競争状態の実践的評価手法を研究する。

	現行の規制	新たな規制
事業参入	許 可	登録又は届出
事業内容の変更	許 可	登録又は届出
事業退出	許 可	届 出
料金・契約約款	作成・公表義務	作成・公表義務を原則廃止 (支配的事業者のみ作成・公表義務)
技術基準	事前の適合確認義務 基準維持義務	基準維持義務 (事前適合確認義務の廃止も視野)

電気通信サービスに関し競争が進展している市場領域とそうでない市場領域を区別し、競争が進展している市場領域では相対的により一段の規制緩和を図るためには、競争の進展度合い等を判断するための実践的な評価手法が必要。

したがって、他分野や諸外国の評価手法の適用例等も踏まえて、政策措置との関係の中で競争状態を的確に評価する手法を検討する。

具体的には、情報通信審議会最終答申は市場支配力を有するサービスに対して料金・契約約款の作成・公表義務を課す旨の政策措置を提言しているので、競争評価の結果と政策措置の判断の対応関係を透明化する手法を取り上げる。

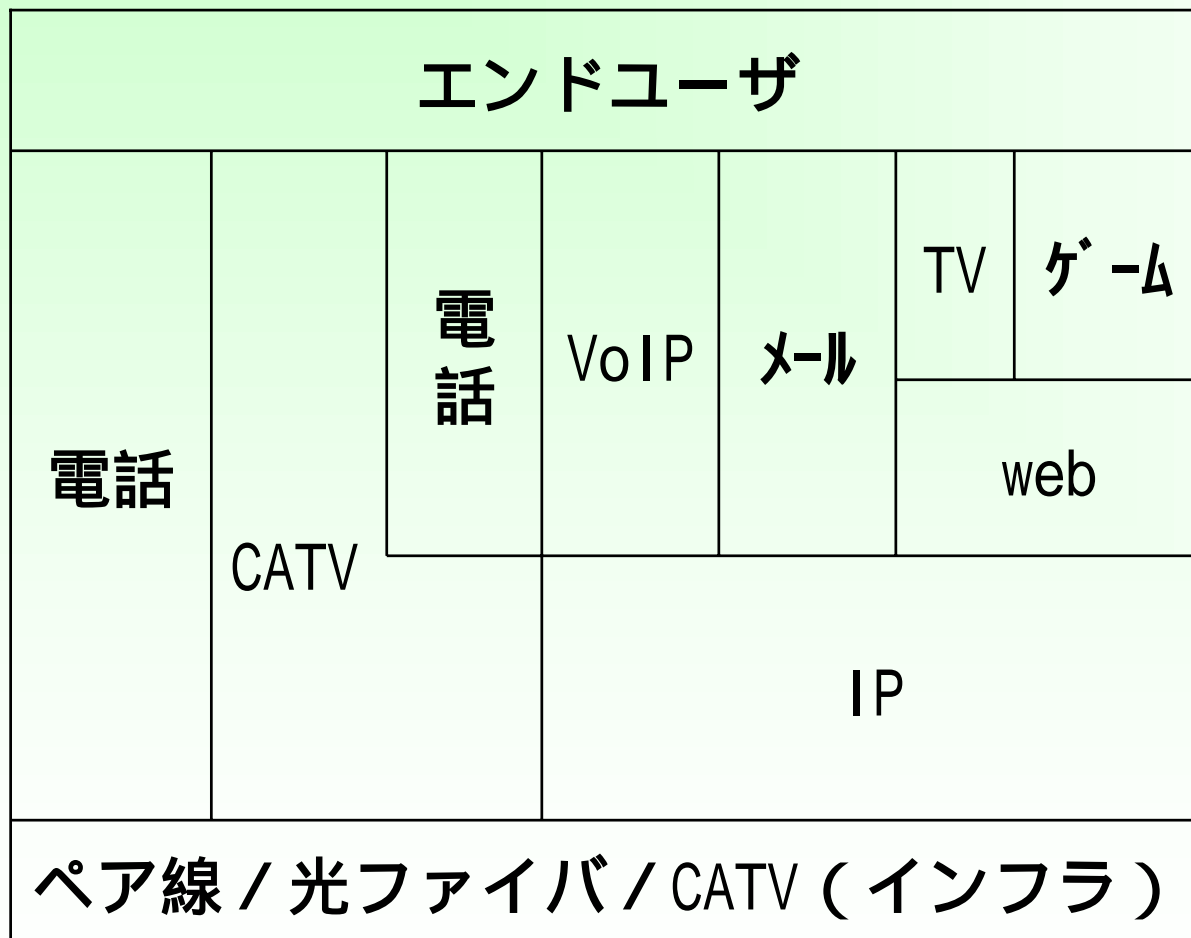
8/7の情報通信審議会の最終答申は、利用者向けサービス（料金等の提供条件）に係る規制の在り方に関し、利用者への情報提供義務や不当な差別的取扱い等への事後措置等が講じられることを前提に、料金・契約約款の作成・公表義務を不要とする規制緩和措置を講じる一方で、市場支配力を有するサービスについては、料金・契約約款の作成・公表義務を課すことを検討するよう提言

- ・ 市場の画定
- ・ 競争状況の評価



# 研究会の検討方向：その 競争評価手法そのものの可能性と限界を研究

- 競争評価手法そのものの可能性と限界を研究することにより、競争評価を活用する政策措置（例えば、一層の規制緩和あるいは競争促進措置）の議論に資する。



競争評価という手法の可能性と限界をIP化の進展等を背景に研究。

全体的には、第一の実践的評価手法を踏まえて、諸規律の透明性、柔軟性、予見性等を高める一手段として競争評価一般を研究対象とし、IP化が進展する電気通信分野における競争政策全般の立案・運営において、競争評価がどのように役立ちうるかを検証。

例えば、ブロードバンドサービスのように異なるプラットフォーム間の競争をどう捉えるのか、複合化・統合化するサービスのどの断面、部分に着目して市場を画定することが適当か等の諸点を検討。

中間機能

# 研究会メンバー

## 構成員（敬称略）

座長	齊藤 忠夫	東京大学名誉教授
座長代理	醍醐 聰	東京大学大学院経済学研究科教授
	磯辺 浩一	全国消費者団体連絡会事務局次長
	大谷 和子	(株)日本総合研究所法務部長
	加藤 彰一	(株)みずほコーポレート銀行 産業調査部（情報通信チーム）次長
	黒川 和美	法政大学経済学部教授
	佐藤 治正	甲南大学経済学部教授
	三邊 夏雄	横浜国立大学大学院 国際社会科学部研究科教授
	清藤 正	日本生活協同組合連合会 政策企画部
	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会 常務理事
	田村 次朗	慶応義塾大学法学部教授
	中空 麻奈	モルガン・スタンレー証券会社 債券統括本部ヴァイスプレジデント
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	米澤 明憲	東京大学大学院情報学環教授

## オブザーバ（敬称略）

青木 敏	(株)電算取締役情報システム研究所長
有馬 彰	東日本電信電話(株)取締役企画部長
井崎 直次	ニフティ(株)取締役企画統括部長
江部 努	西日本電信電話(株)常務取締役経営企画部長
加藤 義文	日本電気(株)NECソリューションズ ネットワークサービス企画本部統括マネージャー
木全 紀元	ジェイフォン(株)執行役員法務・渉外部長付
桑田 昭	東京電力(株)情報通信事業部長
櫻井 浩	日本テレコム(株)経営戦略本部担当部長
庄司 勇木	イー・アクセス(株)経営企画部長
高瀬 充弘	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)取締役経営企画部長
滝沢 光樹	(社)テレコムサービス協会幹事会議長
塚本 博之	東京通信ネットワーク(株)経営企画部長
辻村 清行	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役 経営企画部長
藤野 利行	ケーディーディーアイ(株)渉外・広報本部 渉外部長
リサ スーツ	ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー (株)制度担当ヴァイスプレジデント
田辺 治	公正取引委員会事務総局経済取引局調整課 企画官

# 検討スケジュール（案）

